

年 月 日

保護者 様

信州大学教育学部附属長野小学校

校長 中澤 卓二

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となりました。(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません)

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。登校するに当たって医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

なお、インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

### 治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

- 1 疾患名 インフルエンザ
- 2 発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) \_\_\_\_\_年 月 日( )
- 3 受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 受診日 \_\_\_\_\_年 月 日( )

- 4 治癒の根拠  
発症した後5日を経過し、  
かつ  
解熱した後2日を経過した。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
0日目					
/	/	/	/	/	/

解熱日	1日目	2日目
0日目		
/	/	/

※この欄に日にちを記入してください

- 5 お休みした期間 \_\_\_\_\_年 月 日( ) から \_\_\_\_\_年 月 日( ) まで

年 月 日

保護者氏名

印